



(公印省略)

医第30183-14号

令和5年6月27日

各病院 } 管理者 様
各有床診療所 }

群馬県健康福祉部長 唐木 啓介

特定労務管理対象機関の指定申請について

日頃から、本県の医療行政の推進に御協力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、2024年(令和6年)4月から勤務医に対する時間外・休日労働の上限規制が適用されます。時間外・休日労働時間の特例水準が適用される特定労務管理対象機関については、都道府県知事の指定を受ける必要があります。

つきましては、特定労務管理対象機関の指定申請方法等について、本県では下記のとおり取り扱いますので御確認いただき、指定申請をする場合は期日までに必要書類を御提出ください。

記

1 申請期限

第1回 令和5年10月31日(火)

第2回 令和6年1月12日(金)

2 各水準の審査基準及び提出書類

別紙のとおり

3 申請方法

G-MIS(厚生労働省医療機関等情報支援システム)又は電子メール

<G-MIS ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

<電子メール提出先>

imuka@pref.gunma.lg.jp

事務担当	医務課医師確保対策室 今野
〒371-8570	前橋市大手町一丁目1番1号
電 話	027-226-2540
F A X	027-223-0531
電子メール	imuka@pref.gunma.lg.jp

医師の働き方改革に係る特定労務管理対象機関の指定申請について

2024年（令和6年）4月から勤務医に対する時間外・休日労働の上限規制が適用されます。医療機関が地域医療の確保などの必要からやむを得ず、所属する医師に上限規制を上回る時間外・休日労働を行わせる必要がある場合は、都道府県知事の指定を受ける必要があります。

1 2024年（令和6年）4月以降に医師に適用される時間外・休日労働の上限規制

- 2024年4月以降、勤務医の時間外・休日労働時間については、36協定上の上限及び36協定によっても超えられない上限とともに、原則年960時間（A水準）・月100時間未満（例外あり）とした上で、地域医療の医療提供体制の確保のために暫定的に認められる水準（B水準・連携B水準）及び集中的に技能を向上させるために必要な水準（C水準）として、年1,860時間・月100時間未満（例外あり）の上限時間数が設定されました。
- A水準の場合は都道府県知事による指定は不要ですが、B・連携B・C水準を適用するには、各水準に求められる医療機能等の要件を満たしていることを前提に、都道府県知事から指定を受ける必要があります。

上限規制の適用分類

指定の種類	年の上限時間	指定要件概要
A水準	960時間	原則（指定取得は不要）
B水準	1,860時間 ※2035年度末 を目標に終了	<p>◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」]双方の観点から、</p> <ul style="list-style-type: none"> i 三次救急医療機関 ii 二次救急医療機関かつ「年間救急車受入台数 1,000 台以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数 500 件以上」かつ「医療計画において5疾病5事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 iii 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 iv 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療の確保のために必要と認める医療機関 (例) 精神科救急に対応する医療機関（特に患者が集中するもの）、小児救急のみを提供する医療機関、へき地において中核的な役割を果たす医療機関 <p>◆特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (例) 高度のがん治療、移植医療等極めて高度な手術・病棟管理、児童精神科等</p>

連携 B 水準	1,860 時間 ※2035 年度末 を目標に終了	◆医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関 (例) 大学病院、地域医療支援病院等のうち当該役割を担うもの
C - 1 水準	1,860 時間	◆都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム/カリキュラムの研修機関
C - 2 水準		◆「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術手法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2 水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること

2 特定労務管理対象機関の指定申請までの流れ

特定労務管理対象機関の指定を受けようとする医療機関は、2024 年（令和 6 年）4 月までに、（1）医師の労働時間の短縮に関する計画（以下、「医師労働時間短縮計画」という。）の案を作成し、（2）その計画について医療機関勤務環境評価センター（以下、「評価センター」という。）の評価を受審し、（3）評価結果を踏まえ、県へ指定申請します。

なお、C-1 水準を目指す医療機関は、上記に加え、臨床研修・専門研修プログラム／カリキュラム内へ時間外労働時間数を明示し、C-2 水準を目指す医療機関は、上記に加え、厚生労働大臣の確認（C-2 水準関連審査）を受けて県に指定申請をします。

（1）医師労働時間短縮計画（案）の作成

- ・特定労務管理対象機関の指定を受けようとする病院又は診療所の開設者は、医師労働時間短縮計画（案）を作成します。
- ・「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン（第 1 版）（令和 4 年 4 月厚生労働省）」、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン（評価項目と評価基準）（第 1 版）（令和 4 年 4 月厚生労働省）」、「医療機関の医師の労働時間短縮の取組に関するガイドライン解説集」を参考に作成してください。

（2）医療機関勤務環境評価センターによる医師労働時間短縮計画（案）等の評価

- ・評価センターへ医師労働時間短縮計画（案）を提出し、労務管理を行うための体制、労働時間の短縮のための取組等について評価を受ける必要があります。

※評価センターの評価は数ヶ月を要することがありますので、指定を受ける予定のある医療機関は早急に評価センターの評価を受審してください。

- ・評価センターへの提出方法等
詳細はホームページを御覧ください。

<https://sites.google.com/hyouka-center.med.or.jp/hyouka-center>

※評価センターへ医師労働時間短縮計画（案）を提出した場合は、県にも参考送付願います。

（3）都道府県への指定申請

- ・（2）の評価センターの評価結果受領後、都道府県に指定申請書類を提出します。

(指定までに必要なプロセス)

	医師労働時間短縮 計画(案)の作成	評価センターによる 評価の受審	臨床研修・専門研修プログラム ／カリキュラム内へ時間外・休日 労働時間数を明示	厚生労働大臣に よる確認 (C-2 水 準関連審査)	県へ指定申請
B 水準	○	○	—	—	○
連携 B 水準	○	○	—	—	○
C-1 水準	○	○	○	—	○
C-2 水準	○	○	—	○	○

3 特定労務管理対象機関の指定申請の方法

(1) 審査基準

・各水準の審査基準は別添「審査基準」とおりです。

(2) 提出書類

・各水準で必要な書類が異なります。以下の書類を御提出ください。

各水準共通
①指定申請書 (各水準に応じた様式)
②医師労働時間短縮計画 (案)
③医療法第 113 条第 3 項第 2 号の要件を満たすことを証する書類 (医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の報告書)
④医療法第 113 条第 3 項第 3 号の要件を満たすことを誓約する書類 (様式 5 : 誓約書)
⑤医療法第 132 条の規定により通知された法第 131 条第 1 項第 1 号の評価の結果を示す書類 (③の添付のみで可)
特定地域医療提供機関 (B 水準)
○医療法第 113 条第 1 項各号に規定する業務があることを証する書類 (ただし県医療計画等により確認可能なものについては提出不要)
・第 1 号 (救急医療)
・第 2 号 (居宅等における医療)
・第 3 号 (地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療)
連携型特定地域医療提供機関 (連携 B 水準)
○医療法第 118 条第 1 項の指定にかかる派遣の実施に関する書類 (参考様式 : 派遣先医療機関一覧)
技能向上集中研修機関 (C-1 水準)
○医療法第 119 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類 (臨床研修プログラム又は専門研修プログラム／カリキュラム)
特定高度技能研修機関 (C-2 水準)
○医療法 120 条第 1 項の指定に係る業務があることを証する書類 (審査組織に申請した医療機関申請書)
指定後すぐに C-2 水準適用の該当医師がいる場合は該当医師の技能研修計画 (匿名化)
○医療法第 120 条第 1 項の確認を受けたことを証する書類 (審査組織による審査結果の通知書)

(3) 申請期間

・各水準で必要な手続きを終え、以下の期間内に御提出ください。

第1回申請期限：令和5年10月31日（火）

第2回申請期限：令和6年1月12日（金）

(4) 申請方法

・G-M I S（厚生労働省医療機関等情報支援システム）又は電子メールにより申請をお願いします。

<G-M I S ログインページ>

<https://www.med-login.mhlw.go.jp/s/login/>

<電子メール提出先>

imuka@pref.gunma.lg.jp

4 指定について

・県における審査後、結果を通知・公表します。

5 指定申請書提出先・問合せ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1

群馬県健康福祉部医務課 医師の働き方改革担当あて

電話：027-226-2540

FAX：027-223-0531

E-mail：imuka@pref.gunma.lg.jp

本通知及び審査基準、申請様式のファイル等は
群馬県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gunma.jp/page/214241.html>

【審査基準】

特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：B水準）

全ての項目を満たす必要があります。

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び医療審議会の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考えられること。	新医療法第113条第1項、第5項	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
2	医療機能が、次頁「地域医療確保暫定特例水準（B水準）の指定対象医療機関」に示すいずれかに該当すること。	・医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ ・新医療法第113条第1項	「地域医療提供体制の確保のため、必須となる医療機能を有することを証明する書類」など
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第113条第3項第1号	「医師労働時間短縮計画（案）」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第113条第3項第2号	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第113条第3項第3号	「誓約書」（様式5）
6	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取など

※良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）

地域医療確保暫定特例水準（B水準）の指定対象医療機関

県における指定対象医療機関の要件		
◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・5事業」」双方の観点から、以下のいずれかに該当すること		
I 三次救急医療機関		
II 以下 ①～③ の要件全てに該当する医療機関		
二次救急医療機関	①救急告示医療機関、病院群輪番制に参加する医療機関	
年間救急車受入台数1,000台以上 又は年間での夜間・休日・時間外 入院件数500件以上	②左記のとおり（申請時における直近3年間のうち、最も 件数が多かった年を基準とする）	
「医療計画において 5疾病5事業の確保 のために必要な役割 を担うと位置付けら れた医療機関」	がん	③群馬県保健医療計画において、各疾病・事業ごとに示さ れている役割に該当する医療機関（※）
	脳卒中	
	新血管疾患	
	糖尿病	
	精神疾患	
	救急医療	
	災害医療	
周産期医療		
小児医療		
III 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関 (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)		
「機能強化型在宅療養支援病院」及び「機能強化型在宅療養診療所」（単独型・連携型）		
IV 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関 (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)		
精神科救急に対応する医療機関		
小児救急のみを提供する医療機関		
へき地において中核的な役割を果たす医療機関		
V 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関 (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)		
高度のがん治療を行う医療機関		
移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関		
児童精神科を行う医療機関		

※各疾病・事業ごとに示されている役割については、以下県HPから県保健医療計画「別冊1 求められる医療機能・医療機関の掲載基準・医療機関一覧・指標一覧」を御参照ください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/1991.html>

【審査基準】

連携型特定地域医療提供機関（地域医療確保暫定特例水準：連携B水準）

全ての項目を満たす必要があります。

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び医療審議会の意見を踏まえ、副業・兼業により時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがやむを得ない医師が勤務すると考えられること。	新医療法第118 条第 1 項、第 2 項 (新医療法第 113 条第 5 項)	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
2	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保するために必要な役割を担う医療機関であること。 (例) 大学病院、地域医療支援病院等	新医療法118 条第 1 項	派遣先医療機関の一覧(参考様式)
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第 118 条第 2 項(新医療法第113 条第 3 項第 1 号)	「医師労働時間短縮計画(案)」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第 118 条第 2 項(新医療法第113 条第 3 項第 2 号)	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第 118 条第 2 項(新医療法第113 条第 3 項第 3 号)	「誓約書」(様式 5)
6	連携 B 水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前提とせざるを得ないこと。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取など

※良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律(令和 3 年法律第 49 号)による改正後の医療法(昭和 23 年法律第 205 号)

【審査基準】

技能向上集中研修機関（集中的技能向上水準：C-1水準）

全ての項目を満たす必要があります。

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上で、医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラム・カリキュラムの想定労働時間を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	新医療法第119条第1項、第2項 (新医療法第113条第5項)	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
2	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又は日本専門医機構により認定された専門研修プログラム／カリキュラムの研修機関であること。	新医療法119条第1項	臨床研修プログラム又は専門研修プログラム／カリキュラム
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第119条第2項（新医療法第113条第3項第1号）	「医師労働時間短縮計画（案）」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第119条第2項（新医療法第113条第3項第2号）	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第119条第2項（新医療法第113条第3項第3号）	「誓約書」（様式5）
6	C-1水準を適用しても、地域における臨床研修医や専攻医等の確保及び地域の医療提供体制へ悪影響を与えないこと。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取、地域医療対策協議会での協議など

※良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）

【審査基準】

特定高度技能研修機関（集中的技能向上水準：C-2水準）

全ての項目を満たす必要があります。

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術方法など高度な技能を有する医師を育成することが公益上必要である分野」において、C-2水準の対象として審査組織が特定する技能を有する医師を育成するのに十分な教育研修環境を有していること。	新医療法第120条第1項、第2項（新医療法第113条第5項）	審査組織に提出した医療機関申請書、審査結果通知書
2	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働の実績及び審査組織の意見を踏まえ、36協定において年960時間を超える時間外・休日労働に関する上限時間の定めが必要と考えられること。	新医療法第120条第1項	各提出書類や医療審議会における意見聴取など
3	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に関する事項が全て記載されていること。	新医療法第120条第2項（新医療法第113条第3項第1号）	「医師労働時間短縮計画（案）」
4	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができる体制が整備されていること。	新医療法第120条第2項（新医療法第113条第3項第2号）	「医療機関勤務環境評価センターによる評価結果の通知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	新医療法第120条第2項（新医療法第113条第3項第3号）	「誓約書」（様式5）
6	C-2水準を適用しても、地域における高度な技能が必要とされる医療の提供体制に悪影響を与えることなく、地域の医療提供体制の構築方針（医療計画等）と整合的であること。	医師の働き方改革の推進に関する検討会中間取りまとめ	医療審議会への意見聴取など

※良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）による改正後の医療法（昭和23年法律第205号）

